

## 日中化学品の危険有害性情報伝達システム(GHS)に関する研究

A comparative study of the GHS implementation of China and Japan

徐天馥 城内 博(教授)

Xu tianfu Hiroshi Jonai

**Abstract:** Current situations of implementing the Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals (GHS) in Japan and China were studied. Through comparative analysis, problems with the implementation of GHS in China were summarized, including lack of comprehensive law for implementing GHS, improperly setting of transition period, lack of guidance on GHS classification, and irrational application of building block approach

## 1、はじめに

化学物質の使用方法は多様になっていき、化学物質に対する管理はますます重要になっている。特に化学薬品、日常生活でさまざまな目的に化学薬品が使用されている。大部分の化学薬品は危険性がある、中毒・火災など、取扱い、保管、輸送を行う事は大切である。2003年7月、国際国連合からGHSシステムが勧告された。GHS(The Globally Harmonized System of Classification and Libeling of Chemicals)は化学品の危険有害性を世界統一の基準で分類し、危険有害性情報を取り扱う人に出来るだけ判りやすく正確に伝えようとするシステムである。世界的に統一されたルールに従って、化学品を危険有害性の程度に応じて分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルや MSDS (Material Safety Data Sheet:化学物質安全データシート)に反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものである。

## 2、日中GHSに関する、現在実行されている状況調査

## ▲目的

日本の化学物質管理に関する法規労働安全衛生法にGHSが部分的に導入されたのは 2006 年です。、管理体制されており、管理体制の構築、危険有害性の評価、施設条件、取り扱い方法貯蔵法、居所排気装置の設置、個人

用保護具の使用、健康診断等について規定しており、事業者はこれらの法規を遵守することで化学物質による事故や病気の予防に取り組んできた。中国では、すでに 2008 年中の導入を目標とする国連決議がなされているが、中国においても GB(中国国家標準)の改定が進んでいる。中国での GHS の実施は、2011 年の末から 2012 年の前半頃にずれこむと思われる。しかし 今まで、GHS に関する統一的な法規まだ揃っていないので、検討する必要があると思う。本調査の目的は将来中国における GHS 適応制度

## ▲現在日本の GHS 制度導入状況

	名称	内容
法律的に公表された	1.労働安全衛生法 2.毒物及び劇物取締法 3.化学物質排出把握管理促進法	ラベルと MSDS の内容を規範された貿易するとき商品の MSDS を交付することなどが義務づけられており、
日本工業規格 (JIS)	JIS Z 7252	GHSに基づいた分類
日本工業規格 (JIS)	JIS Z 7253	GHSに基づいた情報伝達

### ▲ 現在中国の GHS 制度導入状況

	名称	内容
法律的に公表された	危険化学品安全管理条例	「危険化学品分類表」に基づく化学品の危険性を判断する
中国化学品分類標準	GB13690-1992	常用危険化学品の分類および表示
中国化学品分類標準	GB15258-1999	化学品安全ラベル編纂規定
中国化学品分類標準	GB/T16483-2008	化学品安全シートの内容と記載順序
中国化学品分類標準	GB/T17519.2-2003	化学品安全資料表編纂細則

### ▲ 日中両国の消費者化学製品の危険有害性あるいは安全情報の伝達状況

中国の洗浄剤例(写真)



この洗浄剤商品は中国でよく使われている洗剤である。ラベル表示について、明確的に商標名、化学物質名、使用方法、注意事項、会社の連絡方法を書いている。しかし、絵表示、危険有害性情報、注意喚起語は書いてない。GHS 的に推薦されているラベ

日本の洗浄剤例(写真)



よく見られる洗浄剤の一種類であり、この洗浄剤ラベル状況について、GHS に要求されているラベルの 6 つの項目が全部揃っていた、消費者製品として、消費者はこの洗浄剤の危険有害性を正しく理解することはできると考えられる。

### 3、終わりに

GHS 制度導入状況調査により、日本では国で MSDS の作成を義務付けている法律は労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法及び化学物質管理促進法の3つがある、また GHS 導入に従って、日本工業規格 (JIS) がいろいろ規範された。中国の「危険化学品完全管理条例」は、2011 に施行した、但し、現状では、商品に GHS 対応の義務はない。

日中両国の消費者化学製品の安全情報の伝達状況調査により、日本では GHS に基づき JISZ7251 が 2006 年 3 月に制定された。これに対応して、石鹼や洗浄剤などの消費者製品の危険有害性について分類と表示を適切に行うための自主基準作りが始まった。中国では、GHS に基づき「化学品安全ラベル編纂規定」が制定された、しかし今回の調査によって大部分の企業は対応してなかった。中国現在化学商品の安全情報伝達は厳しい状況に向けあっていると考えられる。

### 4、参考文献

- [1]「GHS 国連文書」(改訂3版:2009 年)
- [2]みずほ情報総研株式会社「平成 22 年海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」
- [3]日大理工研究科 城内 博 教授「化学品の分類と表示に関する国際調和 (GHS)」